

友好校合作協定

中華民國新北市立三重高級中學 與日本國兵庫県立芦屋高等学校（以下簡稱『締約雙方』）以此協定聲明兩校為友好學校。

此友好校合作旨在促進締約雙方之友好親善關係，並同時增進兩校間之教育、文化、體育、科學、社會之交流。在此協定下，學生交流活動可以是短期、一學期或一學年。惟交流時間在兩校的相互合作下亦可以展延。申請長期交流的學生，必須符合主辦學校規定的留學生入學標準。此外，締約雙方應透過聯絡、訪問，致力發展學生和教師間的交流。

兩校確信此友好校合作可以對締約雙方的教育、文化、體育、科學和社會領域的交流帶來貢獻。此合作協定不僅促進締約雙方的相互瞭解，也致力於中華民國與日本國之間的相互瞭解，並祈願世界的永久和平。

附約

締約雙方同意以下事項：

1. 所有財務均應相互協議並由各自學校的基金來負擔。此協定亦不對任何人產生法律上或經濟上的義務。
2. 所有人士的交流必須遵守主辦國家的法令、法規、規則、辦法，以及學校規定。
3. 此協定的任何項目均可經由協議及相互同意後修正。
4. 此協定自簽字日起生效，其效期3年。締約雙方若無相互通知廢止協定，則此協定自動更新效期3年。締約雙方有任一方欲終止本協定時，應於學年結束90天前通知另一方，則本協定於該學年結束時終止。

本協定以中文及日文各繕兩份，各種約本同具效力。

2014年12月17日簽訂於新北市立三重高級中學。

新北市立三重高級中學
校長

兵庫県立芦屋高等学校
校長

友好校協定

日本国兵庫県立芦屋高等学校と中華民国新北市立三重高級中学は、この協定によって、両校の友好校提携に合意する。

この友好校提携は、芦屋高等学校と三重高級中学との友好親善とともに、教育・文化・スポーツ・科学・社会分野等の交流を推進することを主眼とするものである。

提携の範囲内の生徒の交流は、短期でも、1学期でも、1年間でも可能である。短期の交流の場合には、その交流は、両校の話し合いにおいて延長することができる。

長期間の交流に応募する生徒は、主催校で定められた留学生のための入学基準を満たしていなければならない。さらに両校は、相方の連絡や訪問を通して、生徒や教職員の交流を発展させるよう努める。

両校は、この友好校提携が、芦屋高等学校と三重高級中学の教育・文化・スポーツ・科学・社会分野等の交流に寄与するものと確信する。われわれは、この姉妹校提携により、芦屋高等学校と三重高級中学はもとより、日本国及び中華民国の相互理解に向け、最善の努力を行うとともに、世界の恒久平和を念願するものである。

付帯条件

両校は次のことに合意する。

- すべての財政的な協定は、話し合いの上、それぞれの学校の基金に負うものとする。なお、この協定において何者に対しても、関係者間の法律上もしくは経済上の義務を生み出すものではない。
 - すべての交流は、主催国の法規・法令、規則ならびに学校の規則を守らなければならない。
 - この協定のいかなる項目も、協議と相互の同意に基づいて修正や改正をすることができる。
 - この協定は、署名された期日から3年間有効である。この協定は、どちら側からも廃止の通告が無い限り、自動的に3年間更新されるものとする。なお、一方の側が、その学年が終了する少なくとも90日前に協定の終結を望む意志を、もう一方の側に通告するならば、この協定はその学年の終了時点で終結するものとする。
- この協定と提携は日本語と中国語で各2部作成されており、いずれも同等の効力を有する。

2014年12月17日に新北市立三重高級中学において協定を結ぶ。

兵庫県立芦屋高等学校
校長

八木基雄

中華民国新北市立三重高級中学
校長

陳漢如